

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則）

文化財課

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和5年3月30日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により改正したので、同条第2項の規定により報告する。

1 規則の概要（沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則）

沖縄県立博物館・美術館管理について必要な事項を定めた教育委員会規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 指定管理者制度の運用体制の強化を図ることを目的として、教育委員会が指定管理者制度の運用について意見聴取を行っている指定管理者制度運用委員会を附属機関とするため、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）の一部を改正することに伴い、沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める等の必要がある。
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）の一部が改正されることに伴い、規定を整理する必要がある

3 改正の概要

- (1) この規則は、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1号の規定に基づき定めるものとする。（第1条関係）
- (2) 沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会の組織及び運営に関する必要な事項を定める。（第5条から第8条まで関係）
- (3) その他所要の改正を行う。（第9条から第12条、別表及び第1号様式から第10号様式まで関係）
- (4) この規則は、令和5年4月1日から施行する。

4 公布日（公報登載日）及び施行年月日

公布日 令和5年3月31日

施行年月日 令和5年4月1日

新旧対照表

沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号。以下「条例」という。）の規定及び<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1号</u>の<u>規定並びに</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第21条第1号及び博物館法（昭和26年法律第285号）第19条の規定に基づき、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条～第3条（略）</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第4条（略）</p> <p>(沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会の組織等)</p> <p>第5条 <u>沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」とい</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号。以下「条例」という。）の規定<u>並びに</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第21条第1号及び博物館法（昭和26年法律第285号）第19条の規定に基づき、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条～第3条（略）</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第4条 条例第6条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第5号様式）によるものとする。</p> <p>2 条例第6条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>(2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）</p> <p>(3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類</p> <p>(4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）</p> <p>(5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類</p> <p>(新設)</p>

- う。)に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務を執行するため
の組織等に関する規則（平成23年沖縄県規則第8号）第2条第1項の規定により文化
観光スポーツ部文化振興課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

第6条 (略)

(観覧料の免除)

- 第7条 条例第13条第1項の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ観覧料免除申請書（第6号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 条例第13条第2項の規定により観覧料を免除することができる場合は、次のとおりとする。
- (1)～(6) (略)

第5条 (略)

(観覧料の免除)

- 第6条 条例第12条第1項の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ観覧料免除申請書（第6号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 条例第12条第2項の規定により観覧料を免除することができる場合は、次のとおりとする。
- (1) 県内の中学校の生徒及び小学校の児童並びにその他これらに準ずる者の引率者が教育課程に基づき教育活動として博物館・美術館の常設展を観覧する場合
- (2) 県内の高等学校の生徒、その他これらに準ずる者及びその引率者が教育課程に基づき教育活動として博物館・美術館の常設展を観覧する場合

- (3) 70歳以上の者が常設展を観覧する場合
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合
- (5) 知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が常設展を観覧する場合

第7条・第8条 (略)

(利用期間)

第9条 条例第15条本文に規定する教育委員会規則で施設等ごとに定める日数は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ当該各号に定める日数とする。

- (1) 博物館施設の企画展示室及び特別展示室並びに美術館施設の企画展示室1及び企画展示室2並びにこれらの施設の冷房設備 6月
- (2) 前号に掲げる施設等以外の施設 7日

2 条例第15条ただし書の規定により利用期間を変更しようとする者は、沖縄県立博物館・美術館利用期間変更願（第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の免除)

第10条 条例第19条第3項において準用する第12条第2項の規定により利用料金を免除することができる場合は、沖縄県が条例第3条各号に掲げる事業を行うために利用する場合とする。

2 条例第19条第3項において準用する第12条第2項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、博物館・美術館施設利用許可申請書を提出する際に、併せて沖縄県立博物館・美術館利用料金免除申請書（第9号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の免除を承認したときは、沖縄県立博物館・美術館利用料

第8条・第9条 (略)

(利用期間)

第10条 条例第16条本文に規定する教育委員会規則で施設等ごとに定める日数は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ当該各号に定める日数とする。

- (1)・(2) (略)

2 条例第16条ただし書の規定により利用期間を変更しようとする者は、沖縄県立博物館・美術館利用期間変更願（第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の免除)

第11条 条例第20条第3項において準用する条例第13条第2項の規定により利用料金を免除することができる場合は、沖縄県が条例第3条各号に掲げる事業を行うために利用する場合とする。

2 条例第20条第3項において準用する条例第13条第2項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、博物館・美術館施設利用許可申請書を提出する際に、併せて沖縄県立博物館・美術館利用料金免除申請書（第9号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 (略)

金免除承認書（第10号様式）を利用者に交付するものとする。

（事業報告書の内容等）

第12条 条例第21条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1)～(4) (略)

（博物館・美術館協議会の組織等）

第13条 博物館・美術館協議会（以下「協議会」という。）の委員は、沖縄県教育委員会が任命する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる

一。

6 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

8 協議会は協議のため必要があると認められる場合は、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

10 協議会の庶務は、博物館・美術館において処理する。

11 その他協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第14条 (略)

（事業報告書の内容等）

第11条 条例第20条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 博物館・美術館の管理運営に關する業務（以下「業務」という。）の実施状況

(2) 業務に係る収支状況

(3) 博物館・美術館の利用状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（博物館・美術館協議会の組織等）

第12条 博物館・美術館協議会（以下「協議会」という。）の委員は、沖縄県教育委員会が任命する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（新設）

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

7 協議会は協議のため必要があると認められる場合は、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

8 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 協議会の庶務は、博物館・美術館において処理する。

10 その他協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第13条 (略)

(附属設備の利用料金の基準額)

第15条 (略)

第16条 (略)

別表 (第15条関係)

第1号様式 (第2条関係)

博物館・美術館資料寄贈申込書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式 (第2条関係)

博物館・美術館資料寄託申請書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式 (第2条関係)

博物館・美術館資料受贈承諾書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式 (第2条関係)

(附属設備の利用料金の基準額)

第14条 条例別表第3第2項の表に規定する教育委員会規則で定める額は、別表に掲げるとおりとする。

第15条 (略)

別表 (第14条関係)

第1号様式 (第2条関係)

博物館・美術館資料寄贈申込書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第2号様式 (第2条関係)

博物館・美術館資料寄託申請書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第3号様式 (第2条関係)

博物館・美術館資料受贈承諾書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第4号様式 (第2条関係)

博物館・美術館資料受託承認書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第5号様式 (第4条関係)

沖縄県教育委員会 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名
指定管理者指定申請書

年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第6号様式 (第7条関係)

観覧料免除申請書

沖縄県立博物館・美術館
指定管理者 殿

申請者住所
氏名
電話

年 月 日

下記の理由により博物館・美術館観覧料の免除を受けたいので、沖縄県立博物館・美術館管理規則第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

博物館・美術館資料受託承認書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第5号様式 (第4条関係)

沖縄県教育委員会 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名
指定管理者指定申請書

年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第6号様式 (第6条関係)

観覧料免除申請書

沖縄県立博物館・美術館
指定管理者 殿

申請者住所
氏名
電話

年 月 日

下記の理由により博物館・美術館観覧料の免除を受けたいので、沖縄県立博物館・美術館管理規則第6条第1項の規定に基づき申請します。

記

1	観覧者 団体名 引率者名	人	年	月	日 (曜日)	時～	時
2	観覧者数						
3	観覧日時						
4	申請理由						

殿 承 認 証							
<p>年 月 日 日付け申請の博物館・美術館の観覧料免除の件、申請 どおり承認します。</p>							
				年	月	日	沖縄県立博物館・美術館 指定管理者 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第7号様式 (第9条関係)

博物館・美術館施設利用許可申請書
代表者名 _____
_____ 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第8号様式 (第10条関係)

沖縄県立博物館・美術館利用期間変更願	年 月 日
--------------------	-------

1	観覧者 団体名 引率者名	人	年	月	日 (曜日)	時～	時
2	観覧者数						
3	観覧日時						
4	申請理由						

殿 承 認 証							
<p>年 月 日 日付け申請の博物館・美術館の観覧料免除の件、申請 どおり承認します。</p>							
				年	月	日	沖縄県立博物館・美術館 指定管理者 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第7号様式 (第8条関係)

博物館・美術館施設利用許可申請書
代表者名 _____ 印
_____ 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第8号様式 (第9条関係)

沖縄県立博物館・美術館利用期間変更願	年 月 日
--------------------	-------

沖縄県立博物館・美術館
指定管理者 殿

申請者
住所
団体名
代表者氏名
電話番号

沖縄県立博物館・美術館管理規則第10条第2項の規定により次のとおり利用期間の変更を願います。

記

- 1 催物の名称
- 2 利用する日時及び期間
自： 年 月 日 午 時 分 } () 日間
至： 年 月 日 午 時 分 }
- 3 利用期間の変更を願う理由
- 4 備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第9号様式 (第11条関係)

沖縄県立博物館・美術館利用料金免除申請書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第10号様式 (第11条関係)

沖縄県立博物館・美術館利用料金免除申請書

沖縄県立博物館・美術館
指定管理者 殿

申請者
住所
団体名
代表者氏名
電話番号

沖縄県立博物館・美術館管理規則第9条第2項の規定により次のとおり利用期間の変更を願います。

記

- 1 催物の名称
- 2 利用する日時及び期間
自： 年 月 日 午 時 分 } () 日間
至： 年 月 日 午 時 分 }
- 3 利用期間の変更を願う理由
- 4 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第9号様式 (第10条関係)

沖縄県立博物館・美術館利用料金免除申請書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第10号様式 (第10条関係)

沖縄県立博物館・美術館利用料金免除申請書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。